

## 令和6・7年度の後期高齢者医療制度保険料について

令和6年1月31日に開催された令和6年東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）議会第1回定例会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和6・7年度の後期高齢者医療制度における保険料率等が決定しました。

### 1 令和6・7年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割と所得割から算定されます。

ア 均等割：被保険者に等しく賦課するもの・・・47,300円（年額）

イ 所得割率：被保険者の保険料負担能力に応じて賦課するもの・・・9.67%

ただし、令和6年度の所得割率については2段階方式になります。

所得（※）58万円以下・・・8.78%

所得 58万円超・・・9.67%

※前年の総所得金額等から地方税法に定める基礎控除額を控除した額

### 2 特別対策等

広域連合は、本来保険料で賄うべき次の項目に区市町村の負担による一般財源を投入することで、保険料の上昇を抑制することとしました。

（1）葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補てんの4項目の特別対策

（2）低所得者の所得割額独自軽減

区市町村の負担による一般財源を投入するためには、広域連合規約の変更をする必要があります。

### 3 保険料の賦課限度額の引き上げ

令和6年1月17日公布の全世代型社会保障法の施行に伴う関係政令に基づき、保険料の賦課限度額が、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円（令和4・5年度は66万円）に引き上げられます。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 令和6年港区議会第1回定例会

（広域連合規約の変更に関する協議についての議案提出）

7月 令和6・7年度の保険料について広報みなと及び区ホームページに掲載

後期高齢者医療保険料額決定通知書の送付

## ○ 新保険料(特別対策等あり)

一人当たり平均保険料額		R 4・5年度	R 6・7年度	増減	増減率
		104,842円	<b>111,356円</b>	6,514円	6.2%
均等割額		R 4・5年度	R 6年度	増減	増減率
		46,400円	47,300円	900円	1.9%
所得割率	所得58万円以下	9.49%	8.78%	-0.71pt	-7.5%
	所得58万円超		9.67%	0.18pt	1.9%
一人当たり平均保険料額		104,842円	110,156円	5,314円	5.1%
均等割額		R 4・5年度	R 7年度	増減	増減率
		46,400円	47,300円	900円	1.9%
所得割率		9.49%	9.67%	0.18pt	1.9%
一人当たり平均保険料額		104,842円	112,535円	7,693円	7.3%

## ○ 政令どおり(特別対策等なし)

一人当たり平均保険料額		R 4・5年度	R 6・7年度	増減	増減率
		104,842円	<b>116,798円</b>	11,956円	11.4%
均等割額		R 4・5年度	R 6年度	増減	増減率
		46,400円	49,600円	3,200円	6.9%
所得割率	所得58万円以下	9.49%	9.38%	-0.11pt	-1.2%
	所得58万円超		10.29%	0.80pt	8.4%
一人当たり平均保険料額		104,842円	115,511円	10,669円	10.2%
均等割額		R 4・5年度	R 7年度	増減	増減率
		46,400円	49,600円	3,200円	6.9%
所得割率		9.49%	10.29%	0.80pt	8.4%
一人当たり平均保険料額		104,842円	118,062円	13,220円	12.6%

## 特別対策等を実施するための区市町村負担金(2年間)

4項目の特別対策	計214億円	区市町村負担金合計 <b>219億円</b> (2か年分)
・葬祭事業	約93億円	
・審査支払手数料	約76億円	
・財政安定化基金拠出金	0億円	
・保険料未収金補てん	約45億円	
所得割額独自軽減	約5億円	

【保険料額比較（公的年金等収入のみの単身者で試算）】

別紙 2

単位：円

公的年金等 収入額	軽減割合		保険料額（年額）							所得階層別の 被保険者割合 （概算）	
			R5年度	R6年度	R5年度との増減		R7年度	R5年度との増減			
	均等割額	所得割率			増減額	増減率		増減額	増減率		
153万円	7割軽減	—	13,900	14,100	200	1.4%	14,100	200	1.4%	0円	54.4%
168万円	7割軽減	50%軽減	21,000	20,700	-300	-1.4%	21,400	400	1.9%	1円～58万円	11.2%
173万円	5割軽減	25%軽減	37,400	36,800	-600	-1.6%	38,100	700	1.9%		
197万円	5割軽減	軽減なし	64,900	62,200	-2,700	-4.2%	66,100	1,200	1.8%		
211万円	2割軽減	軽減なし	92,100	88,700	-3,400	-3.7%	93,900	1,800	2.0%		
221万円	2割軽減	軽減なし	101,600	103,500	1,900	1.9%	103,500	1,900	1.9%	58万1円 ～229.5万円	23.7%
240万円	軽減なし	軽減なし	128,900	131,400	2,500	1.9%	131,400	2,500	1.9%		
400万円	軽減なし	軽減なし	264,100	269,200	5,100	1.9%	269,200	5,100	1.9%	229.5万1円 ～647.5万円	7.5%
880万円	軽減なし	軽減なし	660,000	673,400	13,400	2.0%	673,400	13,400	2.0%	647.5万1円 ～706.4万円	0.3%
942万円	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	730,300	70,300	10.7%	706.4万1円 ～778.5万円	0.3%
1017万円	軽減なし	軽減なし	660,000	730,000	70,000	10.6%	800,000	140,000	21.2%	778.5万円 超え	2.6%

※ 均等割軽減判定は、令和6年度の基準額で算定

※ 網掛け部分は各年度における賦課限度額